

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人恵優会

1 施設における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2 虐待の定義

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴力を加えること。

また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2)介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1)当施設では、虐待発生防止に努める観点から、高齢者虐待防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。委員会の委員は副施設長以下各部門の職員で構成する。なお、本委員会の運営責任者は副施設長とし、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」を委員より1名を充てる。

(2)身体拘束解消委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

(3)委員会は年1回以上開催する。また、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

(4)委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議する。

①提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること。

②職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高

- める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること。
- ③虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること。
 - ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ⑥再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1)職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する。
- (2)実施は、年2回以上行う。また、新規採用時は必ず虐待防止のための研修を実施する。

5 虐待又はその疑い(以下虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合には、速やかに市町村又は地域包括支援センターに報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。
- (2)また、緊急性の高い事案の場合には、市町村又は地域包括支援センター及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1)職員は利用者、家族等又は職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応する。
- (2)居住系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3)入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待担当者もしくは管理者へ速やかに報告し速やかな解決につなげる。
- (4)施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。
- (5)委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告する。施設長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報する。
- (6)必要に応じて、関係機関や地域住民に対して説明し、報告を行う。
- (7)報告、解決の手順は高齢者虐待防止・対応マニュアル参照。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1)虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には他の上席者に相談する。
- (2)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (3)対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

当施設の「高齢者虐待防止に関する指針」は、利用者及び家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止等のための職員研修のほか、その他社会福祉協議会や市町村等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

付則 この指針は令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

この指針は令和 5 年 4 月 1 日より改定適用する。

この指針は令和 6 年 4 月 1 日より改定適用する。

この指針は令和 7 年 4 月 1 日より改定適用する。